

西東京市子どもの権利擁護委員
令和6（2024）年度活動報告



いこいな
©シンエイ/西東京市

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

愛称と由来

令和元（2019）年に子どもの権利擁護委員等が全市立中学校生徒会を訪問して西東京市子ども条例を説明し、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称募集をお願いしました。全生徒会からの応募で、各23案ずつが集まりました。

小学生を対象とした夏休みのワークショップでは、東京経済大学の学生に手伝ってもらいながら、参加者が愛称候補を3案ずつに絞り込みました。

その後、市内の小学校325クラスで投票が行われて愛称が決まりました。

西東京市子どもの権利擁護委員

「CPT」 children protect team

令和元（2019）年度

田無第一中学校生徒会



令和元年10月撮影

多くの人に参加してもらうために、生徒会だより号外を発行して、目安箱で募集しました。「CPT」にしたのは、擁護委員が子どもの笑顔を守るためのチームとはっきり言うほうがわかりやすいと思ったからです。誰もが笑顔になる権利があると知ってもらいたいです。

選ばれて「やったー!」と思いました。相談室が、ひとりで悩まず相談できる場所になって、みんなの笑顔の輪が広がっていけばいいなと思います。



令和元年10月撮影

全校生徒にプリントを配布して案を募集し、学級委員が選んだ案を生徒会で検討しました。よいものに丸をつけて、絞り込んでいきました。

自分たちの推していた愛称が、小学生にも支持されて決まったことは、ビックリしたけどとても嬉しいし、誇らしい気持ちです。

ほっとルームには、名前どおりにほっとできる相談室になってほしいし、広く知れ渡って、いろいろな人が気軽に相談して安心できる場所になってほしいです。

西東京市子ども相談室
「ほっとルーム」

令和元（2019）年度
青嵐中学校生徒会

西東京市子どもの権利擁護委員
令和6（2024）年度活動報告



西東京市子ども相談室 ほっとルーム

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 木村 真実



代表子どもの権利擁護委員（CPT）の木村真実です。

子どもの権利擁護委員（CPT）と子ども相談室（ほっとルーム）の令和6（2024）年4月1日から1年間の活動報告書をまとめました。

私が擁護委員になって3年が経ちました。あっという間の3年間でした。

子ども本人やご家族からのご相談をたくさん聴かせていただきました。お話を受けて学校に調整に行ったり、居場所を一緒に探したこともありました。ほっとルームが遠い子のお話を聴きに住む場所の近くまで出かけて行ったり、子どもたちの意見を聴くために居場所にお邪魔したこともありました。学校に授業をしに行ったり関係機関や地域の方にお話をさせてもいただきました。市民まつりやルピナスまつりでは多くの子どもたちがほっとルームの企画に参加してくれました。

ほっとルームだけでなく、市内の多くの場所で子どもたちの話を聴けたことを、これからの相談に生かしていきます。

たくさん子どもたちが困っています。擁護委員として、子どもたちに「相談できることが強さなんだ」、「相談したら一緒に解決を考えてくれるところを西東京市は作っているんだ」と伝えていきます。

子どもに寄り添い、子どもの権利の観点から困りごとの解決をめざしていきたい。市民の皆さんとともに子どもがど真ん中の西東京市を作っていきたい。

困っている子どもたちに笑顔が広がるように、「ほっとルーム」は、そのために全力で考え行動していきます。

子どもたち、保護者の方々のみならず、子どもに関わる多くの方々にこの報告書をお読みいただき、「こういうところもあるけど一度相談してみたら？」とご紹介いただけるとありがたいです。

開設以来、多くの相談に対応し、多くの学校で授業をしてきた谷川委員が退任しました。4月から弁護士の澤田委員が子どもの権利擁護委員に就任しています。

また、子どもの権利擁護相談・調査専門員も1名が退任し、育児休業中だった専門員が復帰しました。

今年度は相談方法に「ほっとルームレター」も加わり、直接来ても、電話でも、メールでも、手紙でもと様々な方法で相談を待っています。

「ほっとルーム」を今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

目次

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 木村 真実

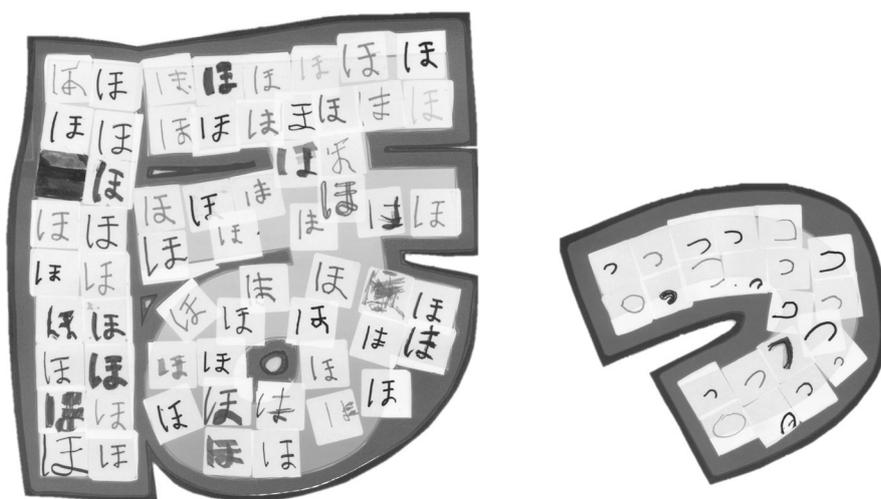
第1	西東京市子どもの相談・救済機関の概要	
1	西東京市子ども条例	2
2	西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）	4
3	西東京市子ども相談室 ほっとルーム	6
第2	相談・調整活動、調査活動の状況	
1	令和6（2024）年度の相談状況（統計）	8
2	事例報告（相談・調整活動の実際）	15
3	調査活動の状況	20
第3	広報・啓発活動等の状況	
1	子どもへの広報・啓発・相談しやすい仕組みづくり	
	(1) CPTによる出張授業	22
	(2) アウトリーチの取組	26
	(3) ほっとルームレターの試行	27
	(4) 大学生とのコラボ事業	28
	(5) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート集計結果	29
	(6) 副読本を活用した授業アンケート集計結果	31
2	おとなへの広報	
	(1) 子ども条例市民講座	32
	(2) 保護者、支援者向けの研修	32
第4	その他の活動	
1	擁護委員の講師派遣や参加	34
2	研修	34
	一年を振り返って	35
	子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利	
	子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川 由起子	
	子どもの権利擁護相談・調査専門員	
	参考資料	
	西東京市子ども条例	38
	西東京市子ども条例施行規則	44
	機関紙・啓発品	47

活動報告内で使用されている略称の一覧

正式名称	使用略称・愛称
西東京市子ども条例	子ども条例
西東京市子ども条例施行規則	子ども条例施行規則
西東京市子どもの権利擁護委員	擁護委員・CPT
西東京市子ども相談室 ほっとルーム	子ども相談室・ほっとルーム
西東京市子どもの権利擁護相談・調査専門員	専門員

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

- 1 西東京市子ども条例
- 2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）
- 3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム



第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

1 西東京市子ども条例

子ども条例は、「今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくこと」を目的として平成30(2018)年9月19日制定、10月1日に施行しました。

子ども条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの生活の場における支援と支援者への支援」、第3章「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもの相談・救済」、第5章「子ども施策の推進と検証」、第6章「雑則」で構成される全27条です。その特徴は、次に示す(1)から(6)のとおりです。

(1) 総合的な条例

- ア 考え方・理念、施策の原則、制度設置、子ども条例の実施・検証を総合的に規定
- イ 健康、医療、福祉、教育等子どもに関わる分野を総合的に考慮
- ウ 家庭、園、学校、地域等子どもが生活する場を総合的に考慮
- エ 子どもだけでなく、子どもに関わる人たちへの支援を含み総合的に規定

(2) 相談・救済機関の設置

子ども固有の悩み事等について、子どもに寄り添い、一緒に考え、安心・解決できるような相談・救済機関をつくることを定めています。

(3) 施策の原則を規定

子どもをめぐる今日的な問題(虐待、いじめ、子どもの貧困、子どもの居場所作り等)に取り組むこと等について施策の原則を定めています。

(4) 子どもの育ちを支える関係者への支援を規定

子ども施策が推進されるためにも、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその関係者、地域・住民が役割を十分に果たせるよう支援を受けられることを定めています。

(5) まち全体で育ちを支える

市民をはじめ関係者の連携を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを示しています。

(6) 子どもたちにもわかりやすく

子どもが子ども条例に親しみを持てるよう、条文を「です・ます調」で記しています。

子ども条例制定に向けた検討から施行・子ども相談室開設まで

年 度	月	活 動
平成 29 (2017) 年度	8 月	(仮称) 子ども条例策定庁内検討委員会を設置
	8 月 下旬 ～	西東京市子ども子育て審議会に対し、(仮称) 子ども条例の策定について諮問。西東京市子ども子育て審議会は、(仮称) 子ども条例検討専門部会を設置。(仮称) 子ども条例検討専門部会は、翌年5月までに、様々な方法で子ども等への意見聴取を実施するなどし、11回の会議を開催。作成した報告書は、子ども条例の原型となった。
平成 30 (2018) 年度	6 月	子ども条例要綱について、1か月間のパブリックコメントを実施。「(仮称) 西東京市子ども条例に盛り込む内容の市民説明会」を実施
	9 月	西東京市議会第3回定例会に「西東京市子ども条例(案)」を上程。文教厚生委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決
	10 月	「西東京市子ども条例」施行
	3 月	子ども条例リーフレット発行
令和元 (2019) 年度	4 月	西東京市子どもの権利擁護委員3人を委嘱
	5 月	「西東京市子ども条例逐条解説」を作成
	8 月	西東京市子ども相談室を開設
	9 月	市内公立中学校9校の生徒会に愛称を募集し、小学生のワークショップを経て、市内公立小学校 325 クラスの投票により、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称を決定

2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）

子ども条例では、いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、市長の附属機関として、擁護委員を設置しています。擁護委員の定数は3人以内です。擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

また、市長は、擁護委員の職務を補佐するため、専門員を置きます。

擁護委員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

擁護委員の職務は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

擁護委員は、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。

- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。

必要があれば子どもをはじめ関係者から話を聴く等、事実を調査します。

- （3）子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

権利侵害からの救済のため、関係者との調整や関係者への要請を行います。権利侵害を防ぐため、制度改善などの意見を伝えることもできます。

子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。そのため、一方的な要請や意見提出で、権利侵害の相手方と子どもを対立させてしまつては、子どもの最善の利益にならない場合もあり、擁護委員の調整が重要になります。「要請」とは、市や市の機関には対応しなければならない「勧告」、市以外の機関には対応するよう努める「要請」の二つの意味があります。

- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

「意見を述べること」とは、市や市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には「意見表明」の二つの意味があります。

- （5）子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

- （6）子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

擁護委員が効果的に活動を進めるためには、市民の理解や他の相談・救済機関との連携が不可欠です。そのため、活動報告・公表や子どもの権利擁護について必要な理解を広めること、関係者との連携を進めることも職務として定めています。

保護者や育ち学ぶ施設の関係者等が対応に悩み、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれるようなとき、第三者の擁護委員が、調整役として、何が最善かを考え、子どもの権利侵害からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。

○ 令和6（2024）年度 西東京市子どもの権利擁護委員

氏 名	所 属 等
木村 真実	弁護士
井利 由利	公益社団法人青少年健康センター（茗荷谷クラブ）・臨床心理士・公認心理師・精神保健福祉士
谷川 由起子	八王子市学校教育部教育指導課（統括担当スクールソーシャルワーカー）・東京都特別支援教室巡回相談心理士・社会福祉士・公認心理師

○ 市長への活動内容の報告

子ども条例第23条第1項には、擁護委員から市長へ、毎年度の活動内容を報告することが定められています。

令和6（2024）年7月23日に、令和5（2023）年度の活動内容を報告しました。



○ 擁護委員の会議

子ども条例施行規則第15条第1項には、職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員の会議を設置することが定められています。

開催状況

令和6年 4月16日、5月21日、6月18日、7月23日、8月20日、9月10日、
10月8日、11月12日、12月17日

令和7年 1月14日、2月18日、3月25日

（計12回）

主な審議内容

- ・機関紙について
- ・子ども条例出張授業について
- ・市長への報告について
- ・市民講座について
- ・子どもヒアリングについて
- ・市民まつりについて
- ・子ども向けアンケートについて
- ・年間計画について
- ・ほっとルームレターについて
- ・出張ほっとルームについて
- ・相談ケースの対応について

3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム

子ども条例施行規則では、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子ども相談室を設置することが定められています。相談窓口では、子どもからの相談に応じて助言や支援を行い、救済するための調査・調整や要請・意見表明を行います。子どもを救済するための要請等を行った後は、必要に応じて、引き続き見守りなどの支援をします。

子ども相談室は、次に示す（１）から（４）の点で既存の相談窓口とは異なります。

- （１）子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題を解決することを基本にしていること。
- （２）特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般を取り扱うこと。
- （３）公的な第三者機関であること。
- （４）関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が、条例に基づく権限として定められていること。



第2 相談・調整活動、調査活動の状況

- 1 令和6（2024）年度の相談状況（統計）
- 2 事例報告（相談・調整活動の実際）
- 3 調査活動の状況



第2 相談・調整活動、調査活動の状況

1 令和6（2024）年度の相談状況（統計）

以下の図表の構成比（％）は小数点以下第1位を四捨五入しています。そのため、合計が100％とならない場合があります。

（1）相談の状況（表1・図1）

当年度の新規相談受付件数は75件で、申立て¹はありませんでした。これに、前年度から継続している相談47件を合わせて、当年度の全相談件数は122件となります。新規相談のうち関係機関等²との調整を実施したものは5件ありました。

対応については、当年度新規相談（75件）への対応が573回でした。これに、前年度の継続相談（47件）への対応460回を合わせて、当年度の全対応回数は1,033回でしたので、前年度比90％となりました。

なお、「相談件数」は相談者の実数です。「対応回数」は、ほっとルームが相談者や関係機関等に対して行った対応の延べ回数になります（表1）。

表1 相談件数・対応回数

全相談件数			122 件	100%	→	全対応回数			1,033 回	100%
内訳	当年度新規相談件数 (当年度新規申立てはなし)	75 件	61%	→	内訳	当年度新規相談対応回数	573 回	55%		
	前年度継続相談件数 (継続している申立てはなし)	47 件	39%	→		前年度継続相談対応回数	460 回	45%		

注) 当年度新規相談件数には、問合せ2件・管轄外の相談1件が含まれます。

前年度の継続相談47件のうち34件が当年度で終結となり、次年度への継続は13件となります。当年度の新規相談75件のうち、41件が終結となり、34件が次年度へ継続となります。したがって、次年度へ継続する件数は47件となります（図1）。

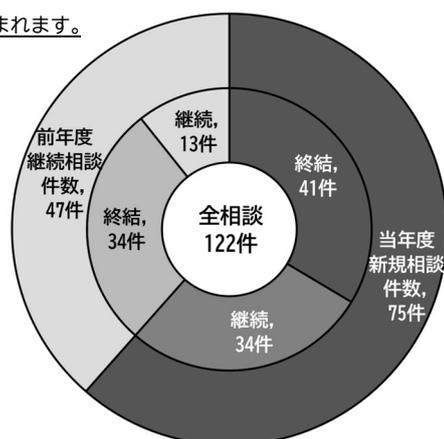


図1 相談の終結・継続件数

¹ 「申立て」とは、子ども条例施行規則第5条第1項に基づく「救済の申立て」を受けた相談のことです。

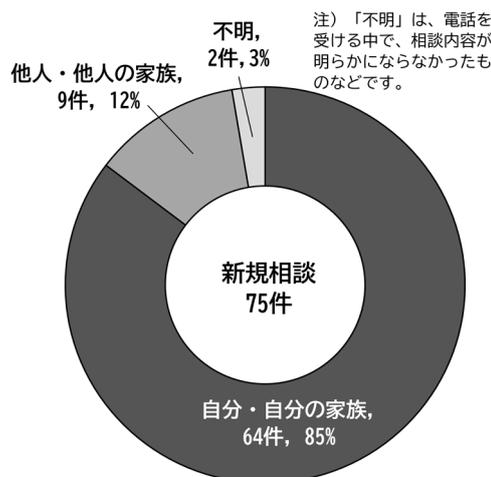
² 「関係機関等」とは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等のことです（子ども条例施行規則第9条）。

(2) 相談内容

相談の内容を、次のように分類しています。相談者との関係から「自分・自分の家族」に関する相談と「他人・他人の家族」に関する相談とに分類したものを「大分類」(図2-1)とし、相談の内容を「小分類」(表2)として、分けています(図2-2)。

ア 大分類 (図2-1)

当年度の新規相談(75件)のうち64件(85%)が「自分・自分の家族」に関する相談でした。「他人・他人の家族」に関する相談は、対象者の友だちや教員、通院先の職員などからでした。



注)「不明」は、電話を受ける中で、相談内容が明らかにならなかったものなどです。

図2-1 大分類 (新規相談件数)

イ 小分類 (図2-2)

子どもからの相談が多かったのは、「交友関係(いじめを含む)」で、この傾向は開室当初から変わっていません。次に「性格・行動」、「家庭・家族(虐待を含む)」の相談、その次に、「学校の対応」でした。他方、おとなからの相談で多かったのは、「性格・行動」に関する相談でした。

前年度と比較すると、子どもからの相談では、「交友関係(いじめを含む)」の割合はやや減少しています。おとなからの相談では、「性格・行動」、「交友関係(いじめを含む)」が増加しました。

表2 小分類

1	健康
2	性格・行動
3	性
4	差別
5	家庭・家族(虐待を含む)
6	子育て
7	交友関係(いじめを含む)
8	不登校
9	学習・進路
10	学校の対応
11	学校を除く育ち学ぶ施設の対応
12	行政機関の対応
13	労働
14	ネット・トラブル
15	その他
	不明

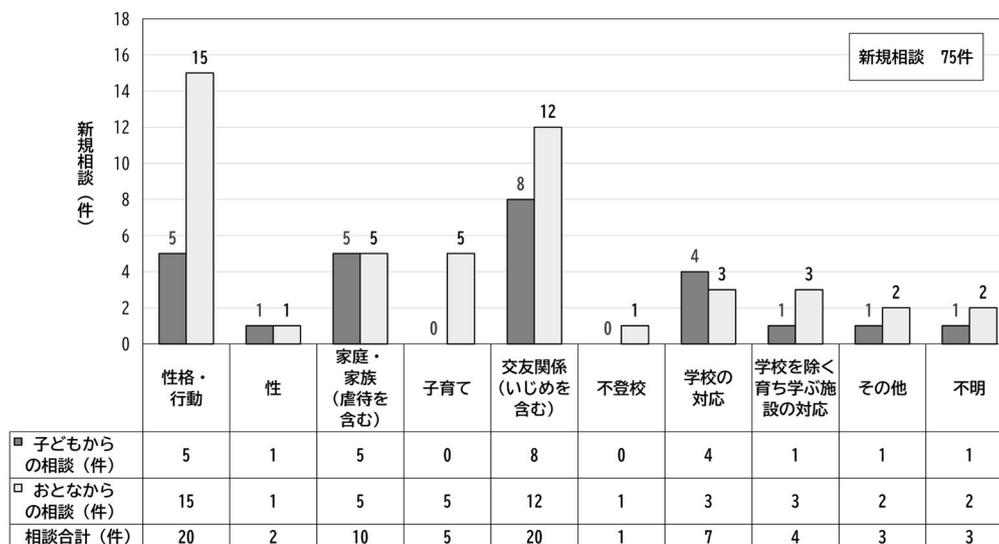


図2-2 小分類 (新規相談件数)

(3) 初回相談者及び対象者の属性

当年度の新規相談（75件）を、初回相談者の属性、初回相談者である子どもの性別や所属別、対象者の性別や所属別に見ると以下のとおりでした。なお、ここにいる「対象者」とは、相談の中で権利侵害を疑われる子どものことです。

ア 初回相談者の属性（図3）

当年度は子どもからの相談が26件、おとなからの相談が49件でした。前年度と比較すると、相談割合では、子どもからの相談はやや増加（前年度33%→35%）し、おとなからの相談は、やや減少（前年度67%→65%）しています。

初回相談者の属性をみると、子どもからの相談は、全て本人からでした。おとなからの相談割合では、母親からの相談が最も多く、この傾向は開室当初から変わっていません。当年度は父親からの相談が増加（前年度10%→16%）しました。

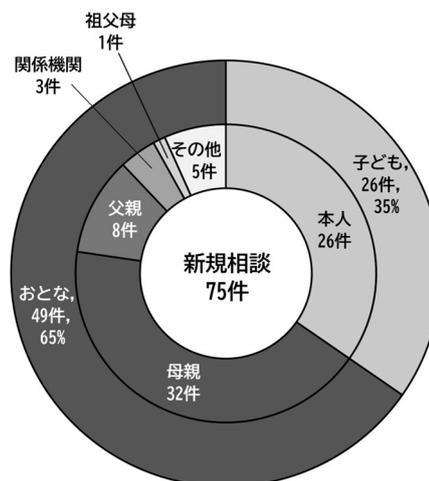


図3 初回相談者の属性(新規相談件数)

イ 初回相談者（子ども）の性別及び所属（図4-1・2）

前年度と比較して、女性からの相談が増加（前年度55%→69%）しています（図4-1）。この傾向は、令和4（2022）年度から続いています。

また、中学生以上の相談が増加（前年度25%→42%）し、小学生からの相談はやや減少（前年度60%→58%）しました（図4-2）。

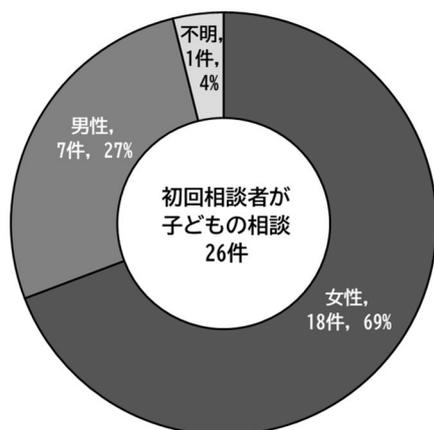


図4-1 初回相談者（子ども）の性別 (新規相談件数)

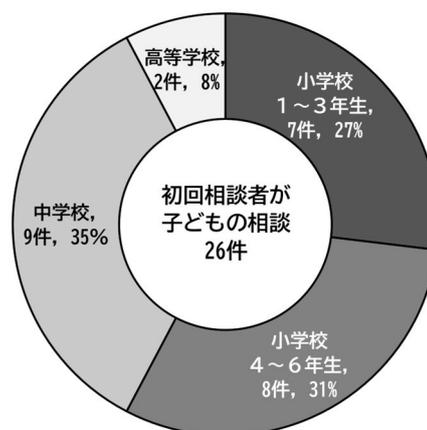


図4-2 初回相談者（子ども）の所属 (新規相談件数)

ウ 対象者の性別及び所属（図5-1・2）

対象者の性別については、前年度と比較して、男性（前年度 28%→33%）、女性（前年度 49%→53%）で、共に増加しました（図5-1）。

対象者の所属については、小学1～3年生を対象者とする相談が増加（前年度 21%→28%）しました（図5-2）。

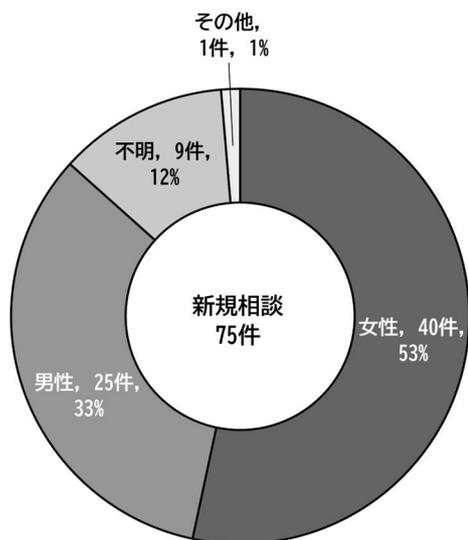


図5-1 対象者の性別（新規相談件数）

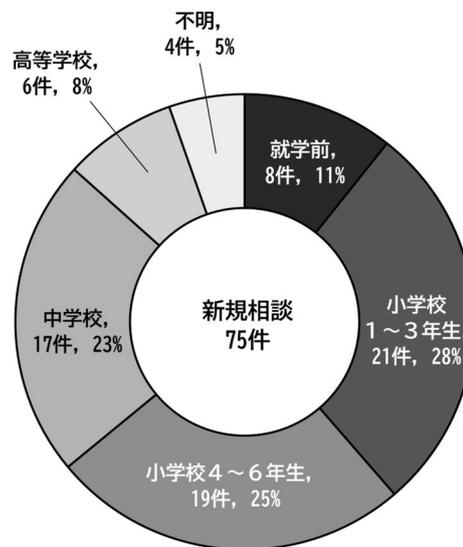


図5-2 対象者の所属（新規相談件数）

（4）初回相談の方法（図6-1・2）

ほっとルームへの相談方法は、「電話」「面談」「ほっとルーム相談受付フォーム（メール）」「手紙」「ファクス」があります。

子どもは、「電話」による相談が増加（前年度 40%→62%）しました。子どもからの手紙による相談の1件は、ほっとルームレター^注によるものでした。おとなでは「メール」による初回相談が増加（前年度 7%→12%）しました。

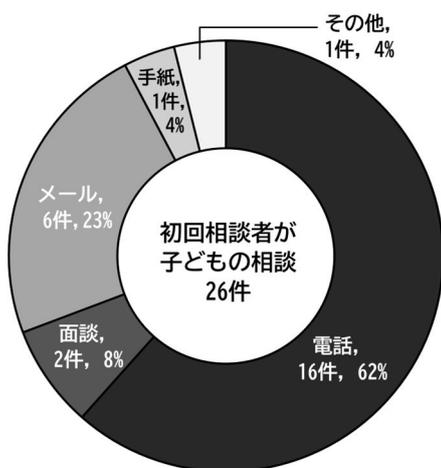


図6-1 初回相談の方法（子ども）

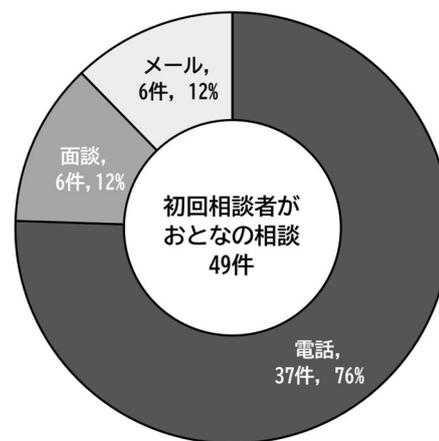


図6-2 初回相談の方法（おとな）

注）当年度試行実施した、切手を貼らずに送ることができる手紙のこと。詳細は27ページに記載しています。

(5) 月別・曜日別

当年度の新規相談（75件）及び全対応（1,033回）を、月別・曜日別に見ると以下のとおりでした。

ア 月別（図7）

当年度、新規相談で一番多かった月は、7月で、次いで、6月、12月でした。これまでの傾向と同様、ほっとルーム通信等、啓発品を配布している5月下旬と11月下旬以降に新規相談が増加している傾向があります。

対応回数で一番多かった月は、10月で、次いで、7月でした。4月は99回で、年度の始めということもあり、対応が増える傾向が見られました。一方、一番少なかった月は、8月で35回でした。

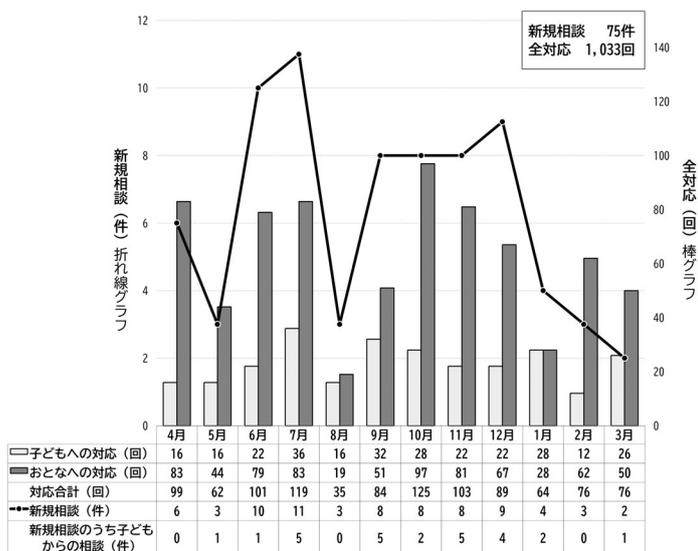


図7 月別（新規相談件数・対応回数）

注）対応合計（回）には、不明者への対応が含まれています（5月2回、9月1回、1月8回、2月2回）。

イ 曜日別（図8）

当年度、新規相談件数の多かった曜日は月曜日でした。

対応回数では、火曜日が最も多く、閉室日の日曜日が最も少なく、次いで水曜日でした。

継続相談では、定期的に面談に応じるケースがあり、相談者、擁護委員、専門員のスケジュールを調整することから、曜日に偏りがみられます。

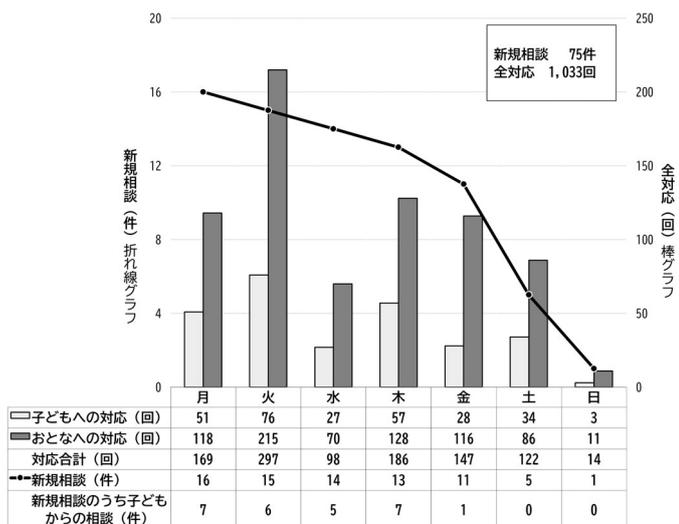


図8 曜日別（新規相談件数・対応回数）

注1）日曜日は閉室しており、新規相談及び対応は相談メールの受信のみです。

注2）対応合計（回）には、不明者への対応が含まれています（火6回、水1回、木1回、金3回、土2回）。

年度比較表（小分類・新規相談件数）

	性格・行動	性	家庭・家族 (虐待を含む)	子育て	交友関係 (いじめを含む)	不登校	学習 ・進路	学校の 対応	学校を除く 育ち学ぶ 施設の対応	
										件数
2022	件数	9件	3件	12件	11件	25件	4件	2件	8件	1件
	割合	11%	4%	15%	13%	30%	5%	2%	10%	1%
2023	件数	11件	1件	14件	4件	12件	4件	2件	4件	2件
	割合	18%	2%	23%	7%	20%	7%	3%	7%	3%
2024	件数	20件	2件	10件	5件	20件	1件	0件	7件	4件
	割合	27%	3%	13%	7%	27%	1%	—	9%	5%

年度比較表（小分類・子どもからの新規相談件数）

	性格・行動	性	家庭・家族 (虐待を含む)	子育て	交友関係 (いじめを含む)	不登校	学習 ・進路	学校の 対応	学校を除く 育ち学ぶ 施設の対応	
										件数
2022	件数	0件	2件	5件	0件	20件	0件	0件	3件	1件
	割合	—	6%	16%	—	65%	—	—	10%	3%
2023	件数	3件	1件	2件	0件	8件	0件	1件	2件	0件
	割合	15%	5%	10%	—	40%	—	5%	10%	—
2024	件数	5件	1件	5件	0件	8件	0件	0件	4件	1件
	割合	19%	4%	19%	—	31%	—	—	15%	4%

年度比較表（月別）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
子ども	新規相談	2022年度	0件	2件	5件	1件	0件	2件	3件	3件	9件	2件	3件	1件	31件	
		2023年度	3件	2件	3件	3件	0件	0件	1件	0件	2件	3件	3件	0件	20件	
		2024年度	0件	1件	1件	5件	0件	5件	2件	5件	4件	2件	0件	1件	26件	
	対応回数	2022年度	52回	22回	57回	36回	60回	60回	61回	62回	109回	51回	52回	85回	707回	
		2023年度	53回	59回	42回	71回	44回	43回	40回	49回	37回	45回	33回	52回	568回	
		2024年度	16回	16回	22回	36回	16回	32回	28回	22回	22回	28回	12回	26回	276回	
	おとな	新規相談	2022年度	3件	3件	4件	4件	2件	6件	3件	5件	6件	6件	3件	5件	50件
			2023年度	3件	3件	7件	2件	4件	3件	4件	2件	6件	3件	2件	2件	41件
			2024年度	6件	2件	9件	6件	3件	3件	6件	3件	5件	2件	3件	1件	49件
対応回数	2022年度	55回	30回	38回	24回	24回	41回	51回	49回	38回	30回	29回	35回	444回		
	2023年度	64回	26回	46回	30回	25回	46回	46回	47回	56回	66回	45回	68回	565回		
	2024年度	83回	44回	79回	83回	19回	51回	97回	81回	67回	28回	62回	50回	744回		

年度比較表（曜日別）

		月	火	水	木	金	土	日	計		
子ども	新規相談	2022年度	6件	4件	5件	4件	7件	5件	0件	31件	
		2023年度	3件	2件	4件	4件	3件	3件	1件	20件	
		2024年度	7件	6件	5件	7件	1件	0件	0件	26件	
	対応回数	2022年度	104回	111回	197回	55回	122回	116回	2回	707回	
		2023年度	145回	125回	88回	46回	91回	72回	1回	568回	
		2024年度	51回	76回	27回	57回	28回	34回	3回	276回	
	おとな	新規相談	2022年度	13件	9件	10件	10件	4件	3件	1件	50件
			2023年度	1件	9件	9件	14件	5件	3件	0件	41件
			2024年度	9件	9件	9件	6件	10件	5件	1件	49件
対応回数	2022年度	71回	85回	86回	53回	86回	60回	3回	444回		
	2023年度	109回	156回	71回	78回	98回	50回	3回	565回		
	2024年度	118回	215回	70回	128回	116回	86回	11回	744回		

(6) 相談状況の考察

新規相談は、前年度に比べ、増加しました。前年度の新規相談は61件、当年度は75件で、子どもからの相談が26件、おとなからの相談が49件でした。

また、当年度は、関係機関の中でも、病院で直接子どもと関わっている方からの相談がありました。

一方、対応回数は、やや減少しています。前年度の全対応回数は1,142回、当年度は、1,033回でしたので、前年度比90%となります。

当年度、対応した継続相談の状況をみると、内訳は以下のとおりです。

(内訳) 2020年度の相談(2件)、2021年度の相談(3件)

2022年度の相談(4件)、2023年度の相談(8件)

開室して間もない、2020年度から5年にわたり継続している相談では、擁護委員、専門員がどちらも関わっています。市外通学者となることが多い高校生になっても、継続して来談できるのは、切れ目のない支援だからこそ可能です。

ほっとルームでは、子どもからの相談でも、おとなからの相談でも、相談者の望むペースや方法に合わせて対応をしています。一つのケースに対して、継続して伴走することを大切にしています。なかには、非通知や匿名での電話など、西東京市の子どもに関する相談と確認できない相談もありますが、初回の電話相談では、丁寧に話を聴いています。子ども条例の対象外と判断したものの中には、ほっとルームでの対応ではなく、相談者の希望にかなったより適切な相談窓口を案内することがあります。その際には、相談者の意向に応じて、他の相談窓口に、ほっとルームからも連絡をして、相談者が相談しやすい環境づくりをするように心掛けています。新規相談件数には計上していませんが、対応回数には計上しています。

当年度の活動の中で、特筆すべきこととして、一つは、「ほっとルームレター」の試行に伴い、今まで、ほとんど利用のなかった手紙に分類される相談方法での相談が1件あったことです。もう一つは、「西東京あったか先生¹」に関する相談が数件あったことです。擁護委員の出張授業では、「西東京市子ども条例」の学習の中で、この「西東京あったか先生」のことにも触れています。

また、当年度試行実施した「出張ほっとルーム」では、小学校低学年の子どもからの相談がありました。

このほか、ほっとルームは子どもの居場所としての相談室でありたい、と考えています。概数ですが、開室日の平均約2日に一度は、子どもたちがほっとルームに相談以外の理由で来室しており、当年度は延べ400人を超えました。その関係性の中で、個別の相談につながることもあります。

¹ 「西東京あったか先生プロジェクト」のこと。教職員一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、「サービス事故ゼロ」を目指して、学校と教育委員会が一丸となって取り組んでいる。

2 事例報告（相談・調整活動の実際）

はじめに

ほっとルームは、西東京市子ども条例に則り、子どもの権利条約の4つの原則を踏まえその権利を保障し、子どもたちを守ります。子どもの権利条約の4つの原則は以下になります。

- ① 全ての子どもは、人種、国籍、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されません。
- ② 全ての子どもは、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ③ 全ての子どもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、子どもの意見は子どもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。
- ④ 子どもに関することが決められ、行われるときは、その子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えます。

当年度は、子どもの権利条約の大切な4つの原則に係る具体例として、4事例を報告します。子どもの権利条約の4つの原則は、おとなが意識せず気付かないところで、日常的に剥奪されていく可能性を秘めています。事例に見られる子どもたちの気持ちやおもいを受け止め、伝えることで、改めて子どもの権利について考える機会とし、本報告をします。

なお、各事例は、プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更して作成しました。

相談の事例

事例1 ゆるやかな見守りで本人の持って生まれた能力を育てる

中学1年生の女子生徒の母親から不登校であるとの電話があり、その後本人が来所して面談を続けているケースである。本人はなぜ自分が学校へ行けなくなったのかについては、語る事がなかった。母親からは、「仲間外れにされているのではないか？」とのことだった。しばらく相談室でゲームをしたり好きな絵を描いて過ごしていく中で、相手は仲間外れにしているつもりは多分ないが、自身がそこに居ることがとてもしんどいということがぼつぼつ語られるようになった。「Bさんは、友達にいたずらをして、Bさんはふざけているだけだと思うけど、周りの子たちはBさんって嫌だよねとか悪口を言っていて、自分も持ち物を取られたときは嫌だったけど、Bさんが陰で言われていることを知ったらどう思うんだろう？って思って自分は全然平気なふりして演技して、やめてよ！って言えなくて、でもそんな言えない自分もすごく嫌で、どうしていいかわからなくて、お腹痛くなっちゃって」。「小学校の時に仲のいい子がいたんだけど、その子は、別にも仲のいい子が多くて、だんだん私と話さな

くなって、トイレで一人で過ごしたりしていた。私も仲間に入ろうとしたけどノリについていけなくて。ふざけ合う感じのノリがあって本当は嫌い。「自分と合う子が分からなくて、元気で明るい子だと自分が傷ついたりしてしまう」「人と比べる癖を直したい」「一人でいると焦っちゃう。一人になるのは怖い。本当は一人でいる方が楽なのに」と話した。専門員とゲームをしながら、思いっきり笑ったり大きな声が出てくるにつれて、「誰とでも仲良くなると無理ですよ」「みんなから好かれようとしている」「理想の自分が出て、勝手に傷ついているのかも」と話した。等身大で独自の自分を見つけていけるようになり、少しずつ学校へ通うようになった。本人に寄り添いながら成長を見守っている。

〈事例1の考察〉

子どもの発達段階に応じた悩みや困りごとが学校へ行きづらくなる要因となることがあります。学校へ行きづらくなった当初は子どもたちはなぜ学校へ行けないのか、行きづらいのかがよくわからず、言葉にするのはとても難しいです。なぜ学校へ行かないの？と聴くと、本人は、よくわからないし、責められている感じがします。誰とでも仲良くしなければならぬ、人を悪く思っているといけないと理想の自分を目指すあまりに、自分を「こうあるべき」で縛ってしまう子どもたちを多く見受けられます。理想と現実のギャップはこの世代の子どもたちの越えなければならない課題です。発達段階に応じた育ちを保障するために、子どもたちの気持ちを丁寧に聴き、こちらの価値観を押し付けないことが求められます。

この事例の女子生徒は、専門員が、「本人の話を本人のペースに合わせて聴く」ことによって自身が気づきを得て、自身のペースで思春期の危機を乗り越えその人らしく成長していく過程にあります。今後も、そのプロセスにゆっくりと付き合っていきたいと思っています。

事例2 親の不安を受け取り、本人のペースを守り、尊重していく

中学3年生の男子生徒の母親から電話で相談があった。母親は働いているため、18時以降でないと電話もできないとのことであった。

息子が「早く卒業したい、高校に行きたい」と言っている。親としては心配であるとの訴えであった。本人の性格には冷めているところがあり、ウェイ系、陽キャといわれるノリが苦手なところがあるが、クラスの雰囲気になじむために無理をしているように見える。友人との関わりの中でめんどくさいと感じることもあり、無理して関わるくらいなら一人でいいと思っているようにも見て取れるとのことであった。クラス内での本人の状態は“ぼっち”になりつつあり、親としては残り数か月の中学校生活を楽しくなさそうに過ごすのを見ているのは…、との思いから相談に至ったようだ。話を聴いていくと、“ぼっち”の状態になったのは3年生になってからであることが分かった。小学生の頃から一緒にいたグループの友人とは好きなものが変化して

いく中で距離ができてしまった。また大きなトラブルになっていないが、相手の挑発に乗らない、本人のサバサバした性格も孤立の理由なのでは、と母親は話す。学校へは「めんどくさいなー」とはいうものの、登校しており、給食のメニューで一喜一憂するなど、家庭内で学校の様子を話題にすることができている。母親からも交友関係や、自分の気持ちの伝え方についてアドバイスをしていることなどが話された。

専門員と電話でやりとりする中で、母親からも「トータルとして見て、楽しければいいのかな」、「中学校生活は中3の最後だけじゃないですもんね」と現状を肯定的に捉える言葉が出てくるようになった。親子の間でもこの件に関して話し合う関係ができてきていることから、母親としても自分のほうが心配のし過ぎなのかも、という評価ができるようになった様子であった。専門員からは成長のスピードは個人で異なり、好きなものが変化するなどして、友人との関係に影響を与えることは一般的なことであること、成長に従って交友関係、行動範囲も広がり、自分が落ち着ける仲間、場所を見つけられるようになる。家庭内のコミュニケーションがなされており、引き続き本人が安心できる環境を整えてあげることが大切である、と母親に伝えた。

本件については、母親から本人にほっとルームを紹介することにし、見守っていく方針となった。

〈事例2の考察〉

不登校やひきこもりになってしまうのではないかなど、保護者が、不安をあおられ、誰にも相談できずに、叱ったり、励ましたりして、事態を悪化させることがあります。親の不安は、子どもに伝染し、子ども自身が図らずも不安になってしまうこともあります。まずは、親の不安を受け止め、ねぎらうことで、親が本来の持てる力を取り戻し、自信を持って子どもと関わるができること、子ども自身も落ち着いてきます。また子どもは一人ひとり独自で个性的です。その子が持って生まれた能力を十分に伸ばしてすくすくと成長できるよう、常に私達も保護者の方と一緒に考え、危機的な状況でなくてもそこにいることで、共に子どもの成長への権利を保障し、いつでもほっとルームとつながることが出来るように、関係を継続し伴走を続けているケースです。

事例3 遊び場で遊んでいる中で起こるトラブルの解消を手伝う

男女平等推進センターパリティの職員が来室し「リピーターの児童たちだが、今日はいつもと様子が違う。気になるので見てもらえませんか」とのことだった。

すぐに児童たちがいる場所へ行ってみたところ、以下のような状況が確認できた。

屋外に4人の児童がいる。そのうちY君がO君にタックルされ、Y君は振り払うもすぐにタックルされる。Y君が痛そうにうめいているので、急いで二人の間に入って止める。

〈とても痛そうよ〉と専門員。「大丈夫ですよ」とO君。

O君はいったん離れるが今度はY君の背後からタックルをしたので、慌ててまた間

に入って制止する。Y君は手足を使って抵抗するが、O君はしつこく追い掛けてくる。ちなみにこの時、別の児童もY君を捕まえようとして追い掛けていた。そのうち、皆疲れて芝生に座り込んだ。〈私も仲間に入れて〉とって専門員も並んで座らせてもらう。そして〈みんなは子ども食堂に行ったことある?〉と尋ねた。するとO君が「行ったことがあります」と答え〈おいしかった?〉と専門員がさらに問いかけると「すごく美味しかったです」と素直に返事をしてくれた。Y君が一瞬一人きりになったので、〈何か困っていたらほっとルームにいらっしやい〉と伝えたところ「はい」と返事をしてくれた。

そこへO君が来たので、くさっきのあなたたちを見ていて、あれは危険だったな。Y君だけじゃなくあなたも怪我をします。大事な命ですよ。だからもう止めましょう〉と伝える。すると話を聞いていたY君が唐突に「あ、〇〇君だ〜」と話をはぐらかそうとした。これをY君なりの優しさだと感じ、以下のことをO君に伝えた。

〈なるほど、今のは、Y君のあなたに対する思いやりかな。私の話を逸らそうとしたものね。あなたがかawaiiそうになったのかな〉。気をつけて遊ぶように告げると「はい」と返事をして走っていった。

数分後、再度様子を見に行くと、今度は館内のロビーの学習室で先ほどの児童たちが本を読んでいた。何事もなかったかのようにみんな一緒である。

これ以降、児童たちは何度も施設を利用しているが、声を掛ければ挨拶をしてくれる。Y君は、O君と一緒にグループで楽しそうにしている姿が見られる。

この一件があった後、男女平等推進センターパリティの職員には、児童たちが来館したらほっとルームに連絡を欲しい旨を伝え、連携を図っていたが、最近はそれも必要のない状態にある。

〈事例3の考察〉

この事例は、同じ館内にある他の機関の職員が来館する児童たちを常に見守っていたことで異変をキャッチし、素早い情報提供によって即座に対応できた連携事例です。直接関わる専門員が、今回の一件に接し、気持ちを落ち着かせ、公平な目で判断し、危険なことは児童たちにしっかりと伝え、双方の児童の気持ちに添いながら語りかけました。双方の人権を守るためのちょっとした行動が、日常の関わりをベースとして、子どもたちの心に人権の意識を培うことがあります。児童館や学童クラブ、放課後等デイサービスなどに携わる多くの支援者の方々も同じように感じることもあると思います。「こんなこともあるんだね」という視点を持ち、寛容さも求められるおとなが、そんな姿勢で連携しながら見守ることができたのではないかと思います。

事例4 言いたいことを言えない子どもに対して調整や代弁を行う

中学3年生の女子。先に相談フォームから相談があり、その後、電話で直接話すことができた。

非通知で「匿名でいいですか」とあったので、「大丈夫ですよ」と伝えるととたんに、泣き出してしまった。少し落ち着いてからお話を聞かせてもらおうと、「担任の先生が『お前』と呼んだり、名前を呼び捨てにする。強い口調で圧力をかける話し方、言い方。でも、怖くて、直接やめてほしいとは言えない。それに、担任は差別が酷い。私は、先生から嫌われてるので拳手をしてもらえず、見てないふりをされる。私が根気強く手を挙げて周りの人たちを全て当て、私だけが残っている時でも、当ててもらえず、授業はそのまま続く。だから、私は学校に行きたくない。だけど、3年で受験だから、学校に行きたくなくても行かないとにならないから毎日が辛い」と言ってまた、涙声になった。どういうことが希望か、と尋ねると、「担任の先生に、名前の呼び捨てや、差別をやめてほしい、学校に話をしてほしい」という相談だった。匿名だったが、在籍校と学年を教えてくれた。相談者の匿名希望を尊重し、こちらから相談者に連絡を取ることはしないが、しばらくしても担任の先生の言動が変わらなかつたら、そのことを連絡してくれる、ということ約束して初回の電話は終わった。話し合いの結果、擁護委員は、学校長と面談をし、相談の内容を報告、対応を依頼した。相談者を探し出そうとしないこと、相談した生徒が「自分が相談したことがわかるのではないか」「先生に報復されるのではないか」と不安に思うような指導はしないことも確認した。最初の相談から10日ほどしてまた、非通知の電話があり、電話に出ると、「学校に話をしてくれましたか」と泣き声。既に、擁護委員から学校への連絡は済んでいたが、まだ、安心できていないという相談だったので、擁護委員は学校長を訪問し、改めて対応を依頼した。その後は、本人からの連絡がないことから、担任の先生の対応が改善されたのではないかと考えている。この相談者がほっとルームに、勇気を出して相談してくれたのは、出張授業でほっとルームのことを知ったから、擁護委員から「あったか先生」のことを教えてもらったから、と話していた。

〈事例4の考察〉

当年度、学校の対応の相談は7件でした。その中でほっとルームが学校にお話をしたケースは3件でした。相談の内容は先生の子どもへの関わり方がほとんどでした。相談のほとんどは匿名です。自身が特定されることによって、学校生活がしづらくなると考えるからです。子どもが自由に意見や気持ちを言う権利が保障されているとは言えない状況です。ほっとルームでは本人の最善の利益を守る立場から、子どもたちの気持ちを最大限尊重して、慎重に学校と話をしていきます。自由に意見を表すことができる権利は、意見表明権として最も大事な権利と言われています。今を生きる子どもたちが、なかなか自分の気持ちやおもいを言うことができないことが指摘されています。子どもたちはおとなが考える何十倍も気を使い、おとなに合わせようと心を砕き、そうしなければ生きていけないと思っているのではないかと思うこともあります。「あったか先生」を実感できるように、様々な事例を通して、日常の生活からそうした風土を作っていくために、先生方のご苦勞をねぎらいながら、対話を続けていきたいと思ひます。

まとめ

事例はどれも、子どもに関わる多くのおとなの日常的な関わりの中で起こっています。ごく当たり前のように自然に、ほっとルーム同様に子どもたちと関わっているおとなの方はたくさんいます。今回は、あえてそのことを子どもの権利の視点から意識的に明確にすることを目指しました。多くの方々と権利について、考える機会となると幸いです。

3 調査活動の状況

当年度は申立てに基づく調査活動はありませんでした。

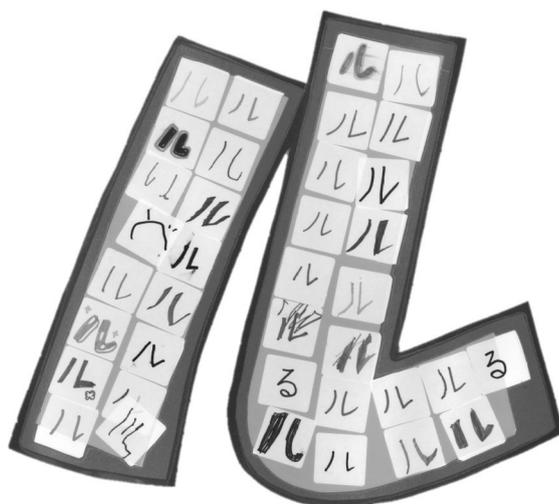
第3 広報・啓発活動等の状況

1 子どもへの広報・啓発・相談しやすい仕組みづくり

- (1) CPTによる出張授業
- (2) アウトリーチの取組
- (3) ほっとルームレターの試行
- (4) 大学生とのコラボ事業
- (5) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート集計結果
- (6) 副読本を活用した授業アンケート集計結果

2 おとなへの広報

- (1) 子ども条例市民講座
- (2) 保護者、支援者向けの研修



第3 広報・啓発活動等の状況

1 子どもへの広報・啓発・相談しやすい仕組みづくり

(1) CPTによる出張授業

ほっとルームでは、CPTによる出張授業を実施しています。令和6年度も、全ての市立小学校で、6年生を対象に授業を実施することができました。中学校入学後は人間関係も更に広がり、複雑になることから、小学6年生で権利や西東京市子ども条例について学び、ほっとルームと出会うことは、とても重要だと考えています。

授業の合間に教室の掲示物をよく見るようにしています。多くの教室で、「子ども参加」の実践がされています。「〇〇係」「〇〇会社」「自分の目標」等から、子どもたちのいきいきとした考えや気持ちが伝わってきます。権利の説明の中で、「この教室には“子ども参加”や意見表明権があふれているね」と伝え、子どもたちは目を丸くしてキョロキョロしたり、誇らしげな表情をしたりします。「これは子ども参加だ」と意識をした活動ではなく、日常の中で自然に子どもの権利が大切にされている現場に出会うと、とてもうれしくなります。

給食時間の放送でほっとルームについてクイズを出題し、授業を実施した学年以外の皆さんにも、ほっとルームについて知ってもらう機会をいただいた学校もあります。

一部の中学校でも、その時に生徒に届けたいテーマを学校と共に検討し、授業を実施しました。授業公開や道徳授業地区公開講座等の機会を活用し、保護者や地域の方に、授業の様子を見ていただいた学校もありました。聞いてくださった皆さん、機会を与えてくださった先生方、ありがとうございました。

【出張授業で大切にしていること】

- ア 西東京市子ども条例や子ども相談室について話を聞いた子どもが、今は自分には関係ないと思っても、頭の隅で覚えていてくれること。西東京市子ども条例が子どもにとって「お守り」のような存在だと伝わること。
- イ 出張授業自体が安全性の高い授業であること。出張授業で子どもの権利や多様性、いじめ等について学び、意見を交わしたり、発表したりすることで、傷ついたり、不快に感じたりする子どもがいないよう、慎重に授業をすること。
- ウ 子どもにとって、実際の暮らしとつながる学習であること。「自分とは遠い世界の何か」ではなく、自分の生活が「権利の連続」であり、それは自分も周囲も平等で、誰の権利も脅かされてはいけないと感じられること。
- エ 聞くだけでなく、グループワークの時間を使って、相互に・主体的に学ぶこと。

【出張授業の準備】

学校から出張授業の申込みや問合せが入ると、授業日時の調整をした後、担当するCPTとの事前打合せを、授業の2週間前を目安に、主にオンラインでお願いしています。事前打合せでは、クラス数、クラスの人数、授業のめあてやねらい、既に学習した内容等を確認し、内容を検討します。CPTから示した授業案を基に、先生方のご意見を聞きながら決めていきます。特別支援学級が設置されている学校については、より踏み込んで検討する必要があると考えています。オンラインの打合せができる仕組みが整ったことで、機動力が上がったと感じています。オンラインでお話しした先生方に、授業当日に直接お会いできるのも楽しみです。日程の関係で、各クラスでの授業ではなく、クラス合同で授業をすることがあります。教室ではなく体育館等で実施することになるため、グループワークのテーマやまとめ方を工夫します。子どもたちは体育館等での活動に慣れているので、多少の工夫があれば授業は進行できます。いじめについての授業では、よりきめ細やかに子どもたちの様子を見る必要があると考え、クラス単位での授業をお願いしています。

【出張授業の例】

ア 副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」を使用した授業

対象 小学6年生各クラス

(日程の都合でクラス合同になることもあります。)

内容 ・子どもの権利と子どもの権利条約

・西東京市子ども条例

A 西東京市子ども条例について学ぶ

B 権利について学ぶ

C いじめについて学ぶ

副読本



けやき小学校：授業の様子



田無小学校：アイスブレイク

イ 道徳授業地区公開講座

対象 6年生児童と

全学年の保護者

内容 考えよう「自分の権利・みんなの権利」
～西東京市子ども条例をふまえて～



芝久保小学校

ウ 中学生対象の授業

対象 中学校全校生徒

内容 子どもの権利について
多様性について



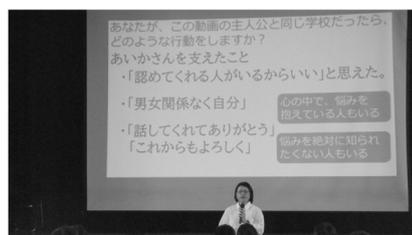
ひばりが丘中学校

エ その他、学校の要望に応じた授業

対象 どの学年も可

保護者の参加も可

内容 学校が必要と考えるテーマについて



田無第三中学校

【給食時間の放送】

ほっとルームについて、3問のクイズを出しています。学校のご協力で、給食を食べ始めた頃の時間をいただいていることから、皆さん、きっと聞いてくれているのではないかと思います。放送室の配置によっては、大きな声で答えを言ってくれている声が廊下から聞こえることがあり、うれしくなります。放送室から出た後に、廊下で「さっき放送していた人？」と声を掛けてくれる子もいます。とても楽しい時間です。出張授業は6年生を対象とすることが多いため、全学年の子どもたちにほっとルームのことを伝える手段として、給食時間の放送の機会を増やしていきたいと考えています。

【子どもたちの感想】（できるだけ子どもたちが書いたまますべてを掲載しています。）

① いじめについての授業

- ・西東京市は子どもにやさしいんだなと思ってさらにすきになった。
- ・人の気持ちを理解して、その人にどうしてあげられるかが重要だと思った。
- ・「いじめ」ということは絶対にダメということはもちろん知っていたけれど、いじめの内容とかを知らないといけないと思った。身近に発生しやすいこともあるので、全員が意識しておくことが大事だと感じた。
- ・世界、国、市、区などは、子どものことを大切に思っているということが分かった。

大人にあれしなさい、これしなさいと言われ、腹立つけれど、自分の一番いい利益のためだと思うとありがたいと思う。日本には三大原則で平和主義があるにもかかわらず、子ども条約に同意したのが遅いことにおどろいた。また、いじめはどこからがいじめなのかが、正直あまり分からない。だけど、戦争やいじめ、虐待はない方がいい。

- ・自分も悪ノリでやっちゃっている可能性があっておちついて考えてみると、とてもいやなことをやっていたと自覚した。これからやらないようにすごく気をつけるようにする。
- ・子供の命は大切だと思いました。
- ・今回の授業を聞いて人間の揉め事は誰が悪い人ということが決まっているわけではないということがわかり、逆に言えばどんな人でも悪い人になってしまうということがわかった。言動や行動に気をつけて生活していきたい。
- ・今回、自分にはそんな意図がなくとも、人によっては傷ついたり事実とは異なる捉え方をしてしまうことがあるということ、改めて学びました。自分も「相手の立場になって考える」ことで、言動には十分に注意をして過ごしていきたいと思います。
- ・いじめと冗談の区別が難しいと思った。一人の勘違いで、大勢の人に責められたりすることもあるんだなと思った。怖いと思った。でも、行動に移さないと本当にいじめだったときにどうすればいいのか悩んだ。

② 権利・条例についての授業

- ・大人にだけ権利があり、強いものだ、感じていたが、子どもにも権利があると分かり、これからも、一人一人自分らしく、生きたいと思いました。
- ・いろいろなけんりがあることがわかった。じっさいに活かされていることをもっとみつけたいなと思った。
- ・これがあたりまえだと思っていたが、じつはさい近出きたじょう約でびっくりした。
- ・自分はまだ子どもだから安心できたとてもべんきょうになった。
- ・私たちは、条例によって権利が守られ、安心して平和にくらすことができるんだと思いました。市は、子どもたちの未来を考えてくれていていいと思いました。ちゃんと意見を表明する権利を使い、自由に意見を言おうと思います。
- ・今まで、子どもじょうれいなんてきにしたことがなかったけどこんかいの授業ですこしきょうみがもった。
- ・子どものために国などが子どもに権利をあたえてくれているから、学校などにもいけるんだなと思いました。この権利がなかったら今、ひどいことになっていると思いました。

(2) アウトリーチの取組

【出張ほっとルーム】

令和6年度の新しい取組として、小学校や児童館で「出張ほっとルーム」を実施しました。小学校では相談室をお借りして、昼休みに相談を受け付けました。給食時間の放送でPRはしたものの、「誰も来てくれないかも…」と不安



に思いつつ、相談室の前にのぼりを立てて、ドアを開放して待っていました。「あれ、今日はいつもと違う曜日に相談室が開いているんだな」と気が付いた子どもが相談室を見ながら通り過ぎたりしているうちに、昼休みはどんどん終わりに近づきます。「そろそろ片付けようかな」と思った時、3人の子が「相談できますか？」と来てくれました。皆1年生で、クラスで困っていること、モヤモヤしていることを話してくれました。そこから急に相談が続き、昼休みの終了時間を気にしながら、話を聞きました。「普段は相談室に来ることはないけれど、今日は特別に相談できるって先生が言ってたから来てみた」と言ってくれる子もいました。

児童センターには、子どもの権利擁護委員、相談・調査専門員と、協力者である武蔵野大学の先生・学生さんと一緒に伺いました。子どもたちは遊びに夢中で、相談はありませんでしたが、おとなと子どもが混ざり合っ一緒に遊んだり、話したりしたことで、「ほっとルームは相談できる場所」だということを子どもたちに直接伝える貴重な機会になりました。出張ほっとルームは、ほっとルーム開設の時から課題としてきた「アウトリーチ」活動のひとつです。小学校で実施してみると、短時間かつ単発で相談を受け付ける難しさが分かりました。「今聞いたことを担任の先生に伝えてもいい?」「この続きは、ほっとルームに電話してくれる?」「○曜日にはこのお部屋でスクールカウンセラーさんも話を聞いてくれるよ」等、せっかくの相談をつなげていくように声を掛けたつもりですが、「その後」まで確実にフォローすることは難しいと感じました。児童センターでは、子どもたちの自由な遊びを妨げずに、相談できる場を確保する工夫が必要だと確認できました。今後も様々な機会をとらえて、出張ほっとルームを実施していくこと、場の設定を工夫すること、その後のフォローの仕組みを検討していくことが必要だと考えています。出張ほっとルームが「ほっとルームとの出会い」になる子も多いと思います。「相談って、ちょっといいな」「意外と簡単」「聞いてもらって少し胸が軽くなった」等の体験になるように、努力していきたいです。

【市民まつり出店～子ども参加を中心に～】

令和6年11月10日、市民まつりに、ほっとルームもブースを出



しました。子どもたちに、「ほっとルーム」の6文字から好きな文字を描いてもらい、「ほっとルームの看板にしよう」という企画です。出来上がりの文字は、この活動報告書の中扉、裏表紙に載せましたので、ご覧ください。



(3) ほっとルームレターの試行

これまでの相談方法（電話・メール・対面など）に加え、子どもが相談したいことを書いて切手を貼らずに郵便ポストに投かんできる「ほっとルームレター」(ミニレター)を一部の市立小・中学校で試行実施しました。

ほっとルームレターは、子どもが相談したいことを書いた後、のりで封をして切手を貼らずに郵便ポストへ投かんすることができます。

新たな相談方法を子どもに知ってもらうため、学校の昼の放送などで案内をしたほか、学校や学童クラブに出向いて使い方の説明を行いました。

また、次年度以降の本格実施に向け、相談方法についてのアンケートの実施や、ほっとルームレターの使い勝手について子どもヒアリングを行いました。

寄せられた子どもの声を受け、子どもに親しみやすく書きやすいほっとルームレターに改良するなど、試行期間の成果を今後の事業に生かしていきます。

ほっとルームレターでの相談をきっかけに、必要に応じて対面による相談に移行するなど、子どもが相談しやすい方法で、子どもの気持ちに寄り添った支援を進めていきます。

試行実施

令和6年7月から

モデル校

西東京市立向台小学校

西東京市立住吉小学校

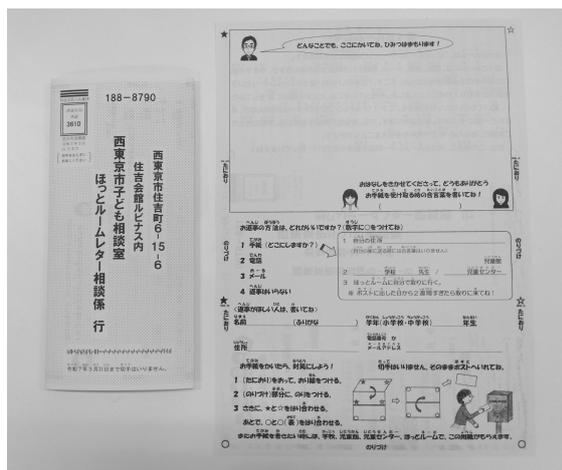
西東京市立田無第二中学校

相談方法に関するアンケート

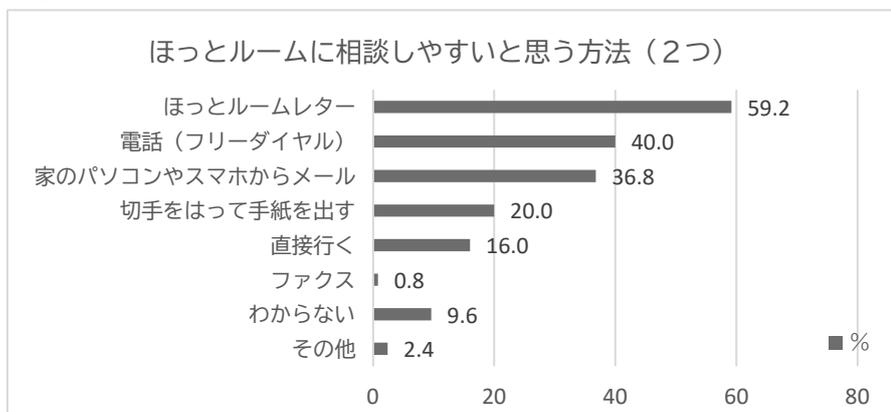
(LoGo フォームにより実施)

実施日 令和6年9月12日

対象 向台小学校6年生 回答者数 125人 回答件数 231件



モデル校に配布したほっとルームレター



(4) 大学生とのコラボ事業

ア ほっとルーム通信 子ども条例特集号の制作協力 ～武蔵野大学高松ゼミ、フィールド・スタディーズ発展

[西東京子ども] 履修学生とのコラボ事業～

ほっとルーム通信子ども条例特集号(以下「特集号」といいます。)は、小学生にも分かりやすい内容とすることを目標として作成しています。

分かりやすく親しみやすく案内するため、子どもと世代の近い大学生に作成の協力をお願いすることとし、武蔵野大学高松宏弥准教授のゼミの皆さんやフィールド・スタディーズ発展[西東京子ども]履修生の皆さんに作成に携わっていただきました。

作成するにあたり、大学生の皆さんに西東京市子ども条例についての理解を深めていただくため、子どもの権利擁護委員が大学に出向いて西東京市子ども条例に関する授業を行いました。授業では、西東京市子ども条例の内容とその特徴、そこに込められたメッセージ、子どもの相談・救済のための子どもの権利擁護委員制度と子ども相談室ほっとルーム、擁護委員による小・中学校への出張授業について講義をしました。擁護委員による授業の後、学生の皆さんが各自パンフレットの案を作成し、作成された案の良いところをまとめて、一つのパンフレットに仕上げました。

完成した特集号は、子どもが親しみやすいようイラストを多く使い、明るい色合いで、分かりやすい言葉を使って仕上げられています。2、3ページには、子どもが自分の考えを書き込むスペースがあり、手に取った子どもが西東京市子ども条例について考えるきっかけになるよう工夫されています。

【参加した大学生の感想】

今回の特集号の作成では、子どもたちが楽しく読み進められるよう、ふりがなをつけることを意識しました。また、ワークショップ※に参加できなかった人でも疑似体験ができるよう、実際に使用した設問を取り入れる工夫をしました。読者がワークショップの雰囲気を感じ取り、自分なりに考えを深めてもらえればうれしいです。より多くの方が楽しめる誌面となるよう試行錯誤しましたが、その過程自体もとても学びの多い経験となりました。

※ワークショップ:西東京市子ども会議(令和6年7月14日、8月3日、8月4日)



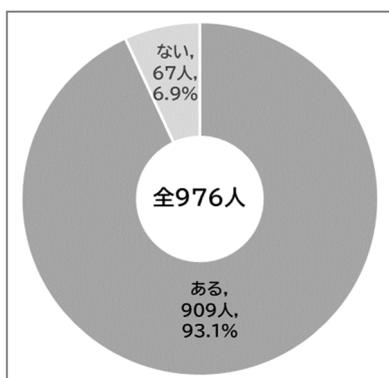
詳細は市のホームページ
をご覧ください

(5) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート集計結果

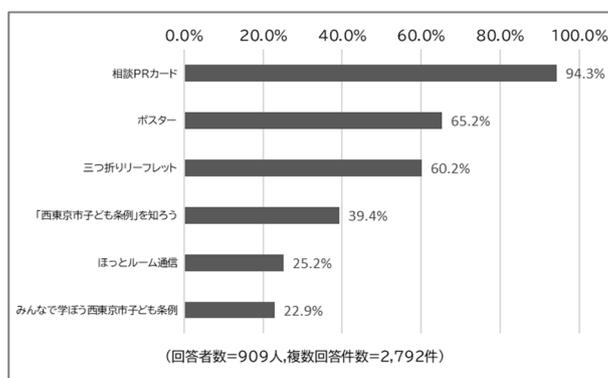
本アンケートは市立中学校の1年生の生徒を対象に、西東京市子ども条例及び西東京市子ども相談室 ほっとルームの認知度等を把握し、その結果を基に普及啓発における課題を整理し、取組に反映するために実施しました。アンケート実施期間は、令和7年1月8日から令和7年1月31日までです。当年度の集計結果は以下のとおりです。回答者数は、976人でした。

質問 ほっとルームの6つの啓発品の中で、見たことがあるものはありますか。

「ある」という回答が9割を超えています。6つの啓発品の中で「相談PRカード」の認知度が最も高く、回答者の9割以上が見たことがあると回答しています。「ポスター」、「三つ折りリーフレット」についても6割以上の人が見たことがあると回答しています。



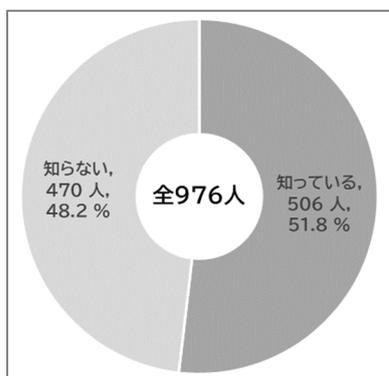
【6つの啓発品の認知度】



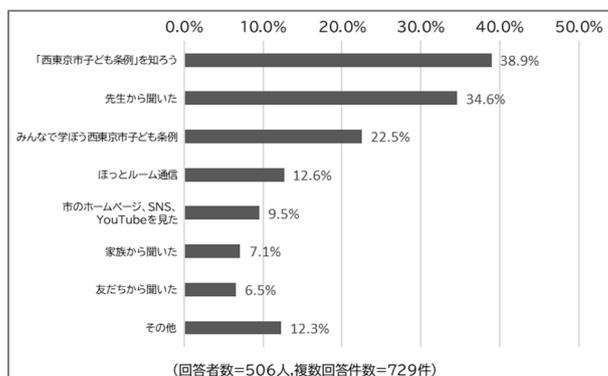
【ほっとルームの6つの啓発品の中で見たことがあるものの割合】

質問 西東京市には子ども条例があることを知っていますか。／何で知りましたか。

令和6年度の西東京市子ども条例の認知度は5割強でした。子ども条例の普及啓発のために小学校の6年生の児童に「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」を、中学校の1年生の生徒に『「西東京市子ども条例」を知ろう』を配布しており、この配布冊子で西東京市子ども条例を知ったという回答が多かったです。



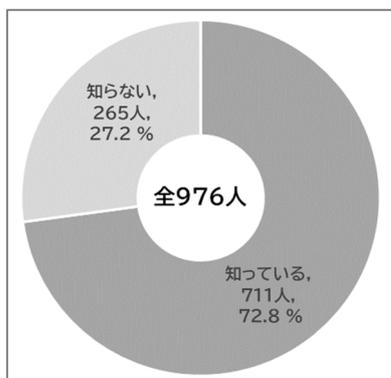
【西東京市子ども条例の認知度】



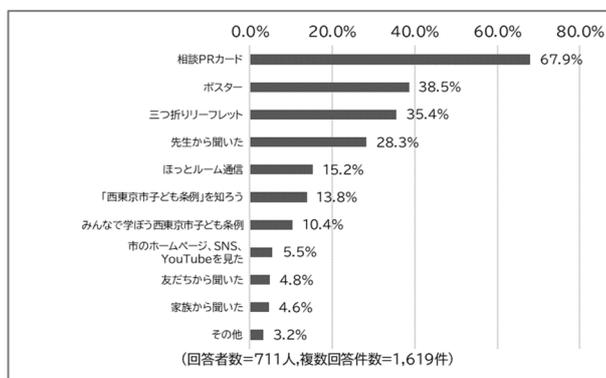
【西東京市子ども条例を知ったきっかけの割合】

質問 ほっとルームを知っていますか。／何で知りましたか。

ほっとルームの認知度は約7割でした。「相談PRカード」でほっとルームを知ったという人が最も多く、「相談PRカード」が周知に効果的であることがうかがえます。



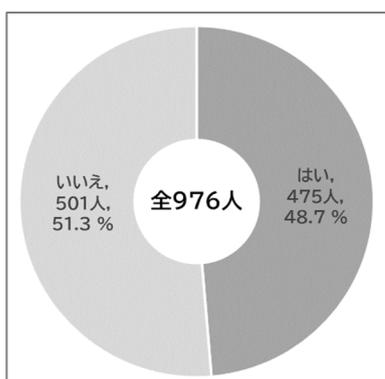
【子ども相談室 ほっとルームの認知度】



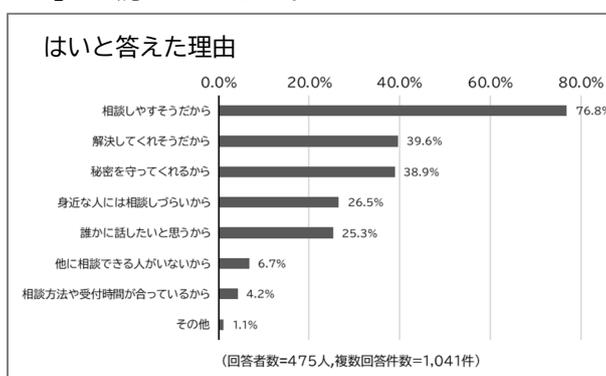
【子ども相談室 ほっとルームを知ったきっかけの割合】

質問 ほっとルームに相談してみたいですか。／なぜそう思いましたか。

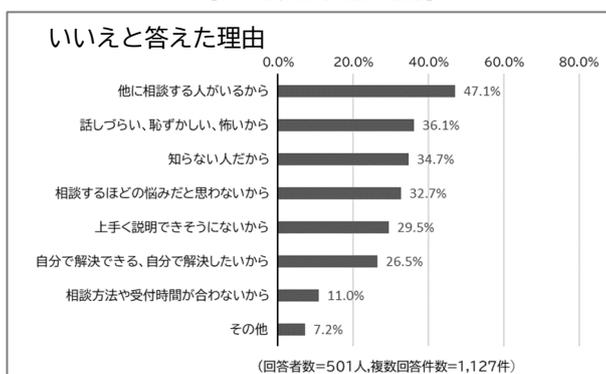
半数近い人が「はい」と回答しました。相談してみたい理由としては、「相談しやすいそうだから」という回答が最も多く、「解決してくれそうだから」、「秘密を守ってくれるから」という回答がそれに続いています。一方、5割以上の方が「いいえ」と回答しました。その理由としては「他に相談する人がいるから」が最も多く、次点で「話しづらい、恥ずかしい、怖いから」が続いています。



【「相談してみたいですか」への回答数・割合】



【はいと答えた理由の割合】



【いいえと答えた理由の割合】

(6) 副読本を活用した授業アンケート集計結果

小学校の6年生が授業で子ども条例を学ぶために作成した副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」は、子どもの権利擁護委員による市立小学校での出張授業で使用するほか、市立小学校の授業で子どもの権利や子ども条例等についての学習に活用されています。

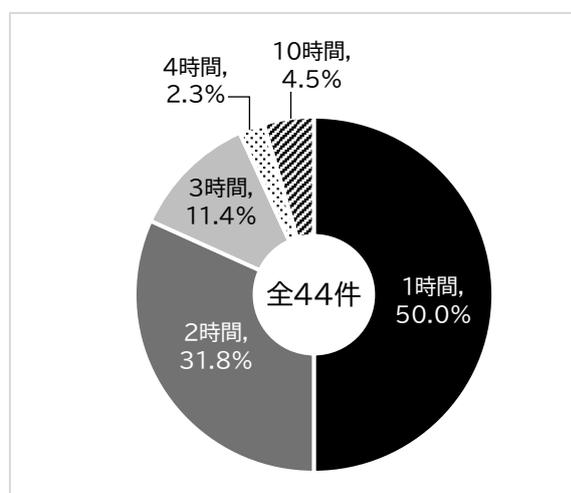
副読本の活用状況を把握するため、市立小学校の6年生の学級担任等を対象に「子ども条例副読本活用授業アンケート」を実施しました。アンケート実施期間は、令和7年1月8日から令和7年1月31日までで、回答件数は44件でした。

副読本を用いた授業の平均時数は、2.02時間でした(表1)。2時間以下という回答は全体の8割以上を占めています(図1)。

【表1 副読本を用いた授業時数】

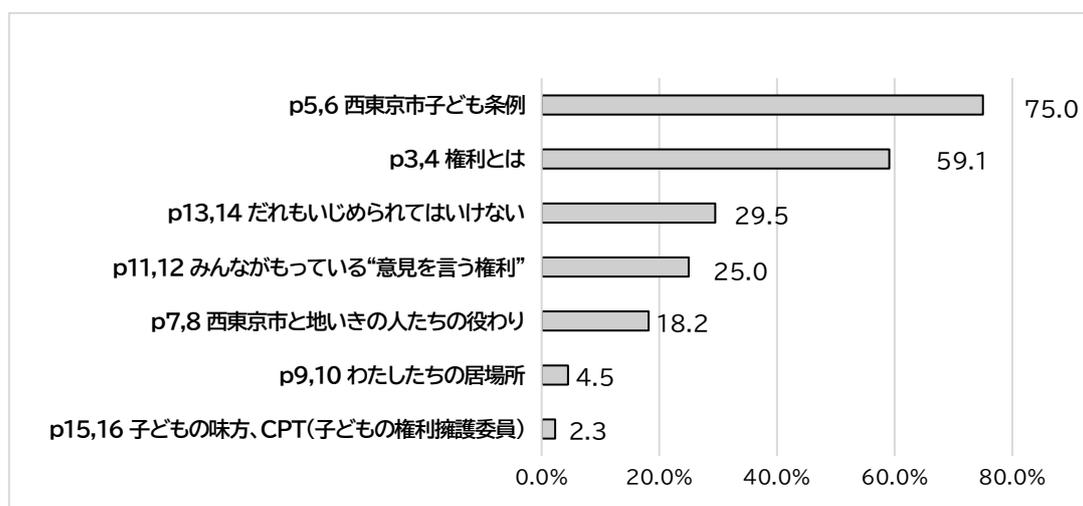
平均授業時数：2.02時間

時数	回答件数
1時間	22件
2時間	14件
3時間	5件
4時間	1件
10時間	2件



【図1 授業時数の内訳】

授業で扱われた見開きごとのページでは「西東京市子ども条例」が75.0%と最も多く、次いで「権利とは」が59.1%となっています。「わたしたちの居場所」と「子どもの味方、CPT(子どもの権利擁護委員)」はいずれも1割を下回りました(図2)。



【図2 授業で扱われた見開きごとのページの割合】

2 おとなへの広報

(1) 子ども条例市民講座

令和6年度の子ども条例市民講座を、令和6年10月26日(土)に、西東京市役所田無庁舎会議室にて実施しました。

第1部は、西東京市子ども会議発表会・座談会でした。「子どもと一緒に考え・子どもの声を施策化する」をテーマに、西東京市子ども会議(7/14、8/3、8/4)に参加した子どものメンバー12人が、会議で話し合った「ほっとできる場所、ほっとできない場所はどんな場所?」「こんな場所があったらいいな!」を発表しました。森田明美さん(西東京市子ども子育て審議会会長・東洋大学名誉教授)の進行のもと、市長、副市長、教育長、子ども会議に協力してくれた大学生、私たち子どもの権利擁護委員、そして会場に集まったたくさんのおとなたちが真剣に、子どもたちによる「西東京市にこんな場所があったら」の発表を聞き、おとなたちは、自分たちにできることを考え、答えようとなりました。今までで一番たくさんの子どもが参加してくれた市民講座は、熱気に包まれ、終了するのが惜しい雰囲気でした。

第2部では、子どもの権利擁護委員の活動報告を行いました。第1部から引き続き、たくさんの方が報告を聞いてくださいました。



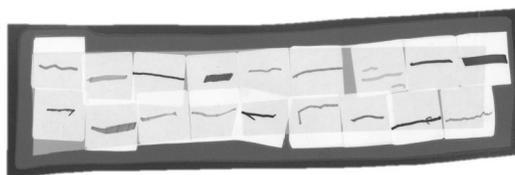
(2) 保護者、支援者向けの研修

令和7年2月に、学童クラブ職員研修を、複数回に分けて実施しました。子どもの放課後の「生活の場」である学童クラブでは、子ども同士だけでなく、子どもとおとなも親しくなれる一方で、子どもによって「心地よい距離感」は違います。令和6年度は、「子どもの権利を尊重する学童保育～みんなにとって安心な"親密感"」をテーマに、具体的な場面を想定して、「子どもの呼び方」、「“〇〇しないと〇〇できないよ”という声掛け」、「大きな声で強く指導をしなければならないとき」等、子どもの権利を尊重した対応とは何かをグループで検討しました。学童クラブ職員の皆さんは、子どもたちの顔や、実際にあったことを思い浮かべながら、真剣に議論・発表をしてくださいました。

保護者や支援者向けの研修には、ほかに、学校の道徳授業地区公開講座等もあります。

第4 その他の活動

- 1 擁護委員の講師派遣や参加
- 2 研修



第4 その他の活動

以下では、相談に関わる業務や広報・啓発活動以外の活動状況について紹介します。

1 擁護委員の講師派遣や参加

日 付	内 容
令和6年5月13日	武蔵野大学高松ゼミ授業 ・西東京市ほっとルームとCPTについて
令和6年6月25日	視察受入れ（武蔵野市子どもの権利擁護委員ほか）
令和6年7月14日	西東京市子ども会議 8月3日、4日
令和6年7月23日	世田谷区子どもの人権擁護機関 （せたがやホッと子どもサポート）活動報告会
令和6年10月5日	第1回子どもの相談・救済機関首都圏フォーラム
令和7年2月6日	児童館・学童クラブ職員研修（児童青少年課） 18日

2 研修

（1）外部研修

日 付	内 容
令和6年9月19日	相談支援の基本
令和6年11月27日	メンタルに課題を抱えるひとり親の支援
令和6年12月13日	離婚をめぐる親と子の心理とカウンセリング
令和7年2月14日	生活に困ったひとり親の支援「お金の問題」
令和7年3月13日	こんな時どうする？とまどう相談支援場面の実際
令和7年2月22日	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2024名古屋 23日

（2）庁内研修

日 付	内 容
令和6年9月7日	なぜ子どもたちはうつむいて登校するのか 21日 不登校のこどもたちと共に歩む社会
令和6年11月30日	こどもの貧困に向きあう地域をつくる（第3回） 12月14日 こどもの貧困に向きあう地域をつくる（第5回）
令和6年11月14日	虐待対応の現状およびケース記録の残し方について 29日 子どもの心の声が聴こえますか？

<市内関係機関との交流>子ども家庭支援センター、基幹相談支援センター

一年を振り返って

子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利

子どもたちの声を聞いて、それを施策に反映していこうという動きが広がっています。子どもたちが日々の暮らしの中で、感じていること、地域とそこに住むおとなたち、そして、お母さんやお父さんに言いたいことが、たくさんあります。それを丁寧に聞いて、さらに、子どもたちに自分の言ったことがきちんと相手に伝わっているという実感を持ってもらうことが大切です。子どもたちが本音を語るができる場と子どもたちに答えをちゃんとフィードバックすることが求められています。



「子ども会議」（機関紙第12号報告）では、たくさん子どもたちが意見を述べてくれました。とても感動しました。子どもの意見をグラフや統計の数字に置き換えてしまうと、子どもたちの声を本当に聞いたことにならないのではないかと改めて思いました。子どもたちは数字ではないのです。子どもの声を聞くとは、その子一人ひとりの独自で誰とも代えようのない語りを聴くことだと思います。それは統計には表れない生身の生きた声です。たった一人の一回性は数多くの数字を上回り真の感動を与えます。それを大切に、そして報告し続けていきたいと思っています。

子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川 由起子

ほっとルーム開設当初から子どもの権利擁護委員を務めてきましたが、任期2期目終了をもって、このやりがいある職を辞すことにしました。どれほどたくさん子どもたちと出会うことができたか、思い返すと胸が熱くなります。自分自身がこの職責を十分に果たすことができなかつた場面も多くあり、反省しています。子どもたちと、保護者・地域の皆様に、大切なことをたくさん教えていただきました。



力を入れてきたことの一つは、出張授業です。学校や保護者・地域の皆様のお力添えのおかげで、当年度は「全ての市立小学校で出張授業を行う」ことを達成できました。6年生を中心に、中学生、5年生、保護者や地域の皆様、先生方と一緒に、西東京市子ども条例、子どもの権利、いじめ予防、多様性等をテーマに、一緒に考える授業に取り組んできました。子どもたちの意見に感心したり、驚いたりしたことは数えきれません。私にとって最後の出張授業となった小学校では、グループワークの後、先生が「自分の考えがまとまった人は歩き回り、意見を共有し合おう」と提案し、「自分はこう思う」「ふーん、そんな風に思うのか」「意外」「おもしろい」等と自由に話し合う様子が見られました。

授業後のアンケートでは、「西東京市が子どもを大切にしてくれていると分かってうれしかった」という感想が毎回多く見られます。

西東京市が「子どもにやさしいまち」であり続けますように。

今後は遠くから、願い、見守っています。本当にありがとうございました。

子どもの権利擁護相談・調査専門員

私は、擁護委員の「出張授業」に同行することがあります。子どもの権利、子ども条例、いじめの問題。同じテーマであっても、学校やクラスによって、授業の雰囲気は違います。感想文を読ませていただくと、子どもたちは、それぞれのスタイルで授業を受け止めていることが分かります。そして、次の出張授業が、少しアレンジの違う内容に進化している時、出張授業が双方向で成り立っているのだと感じます。



今の私は、内なるエネルギーで成長できた若い頃とは違います。子どもの権利や実践をより深く学び、「この人なら安心できる」「相談してよかった」と思ってもらえるよう、相談・調査専門員としての資質を確かなものにしていきたいと思います。

子どもとおとなに流れる時間の差について考えさせられる1年でした。子ども時代を終えている身としては、なんとかなるよ、そのまま大丈夫だよ、と言いたくなるのですが、当の子どもたちにとっては一大事。そんな彼らが声を上げるのはなかなか勇気のいることのようにです。そんなとき、援軍として頼られることはおとなとしてうれしい限りです。感じているモヤモヤを友達に伝えるのに、同行したことが何度かありました。しばらくすると共に遊んでいるにぎやかな声が聞こえてきます。ヘルプを出すのは弱いことではなく、むしろ勇気を出した、強さの証拠です。回復可能な衝突を経験することで、より強くなる、子どもの持つ力の強さを感じました。



2024年9月、私は「ほっとルーム」に着任した新人です。時に「ほっとルーム」や「ルピナス」を利用する子どもたちとの交流や、見守る時間を楽しませていただいています。

感謝なことです。

さて、こんな話があります。昔、孔子（中国の思想家・哲学者）という人が居ました。弟子のひとりの子貢がその孔子に「人が一生のうちで一つだけするとしたら何ですか」とたずねたところ「それは、恕（じょ）である」と答えたと言います。恕とは“人を思いやる心”だそうです。「人を思いやる心」とは、どのように人の心に宿るのでしょうか。



私は小学生の時に読んだ『少女ポリアンナ』の主人公が“良かった探し”をする姿が楽しく、自分もそうありたいな、と思ったことを覚えています。着任以来、私は人として尊厳をもって接してくださる事務局の職員の方々の温かさに力を頂いていますが、そのことは、「人を思いやる心」の一つだと感じています。

辛さや弱さを抱える子どもたちやご家族への添え木として、役立つことができれば幸いです。これからも“あなたも私も”自分を大切に思い、また大切にされることを願いつつ、ここに在りたい、そんな風に思うのです。

参考資料

西東京市子ども条例

西東京市子ども条例施行規則

機関紙・啓発品



西東京市子ども条例

平成30年9月19日条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援（第5条—第7条）

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進（第8条—第14条）

第4章 子どもの相談・救済（第15条—第23条）

第5章 子ども施策の推進と検証（第24条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をもとにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていけます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていけます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまことにしていけます。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、

そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市（以下「市」といいます。）全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1）子ども 市内に在住、在勤、在学

その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。

(2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。

(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

（市等の役割）

第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。

2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとしします。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとしします。

4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとしします。

5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとしします。

（連携）

第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとしします。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとしします。

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

（保護者と家庭への支援）

第5条 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。

2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。

（育ち学ぶ施設とその職員への支援）

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。

2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければな

りません。

- 3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。

(地域と市民への支援)

第7条 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。

- 2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。

- 3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めなければなりません。

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(虐待の防止)

第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。

- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利侵害への対応)

第9条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

- 4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。

(子どもの貧困の防止)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。

(健康と環境)

第11条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。

- 2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。

(子どもの居場所)

第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの意見表明や参加)

第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることができるよう普及に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。

3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければなりません。

第4章 子どもの相談・救済
(子どもの権利擁護委員の設置)

第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

(定数と委嘱の基準)

第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。

2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第18条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。

(擁護委員の職務)

第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

(6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

と。

- 2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(要請や意見表明の尊重)

第20条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。

- 2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

(擁護委員の独立性の確保と活動への協力)

第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

(見守り等の支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

第5章 子ども施策の推進と検証
(推進計画)

第24条 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本と

なる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。

- 2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。

- 3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。

(推進体制)

第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。

- 2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。

- 3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとします。

(検証)

第26条 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。

- 2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から

施行します。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行します。(平成31年1月規則第2号で、同31年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 市は、前項ただし書の規則で定める日前においても、擁護委員等の設置に係る事務に関し必要な準備行為を行うことができます。



西東京市子ども条例施行規則

平成30年9月20日規則第28号

改正

平成31年3月29日規則第25号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 西東京市子どもの権利擁護委員（第4条—第15条）

第3章 西東京市子ども相談室（第16条・第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、西東京市子ども条例（平成30年西東京市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例が適用される子どもの範囲）

第3条 条例第2条第1号ただし書に規定するこれらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者とは、18歳又は19歳の者であつて、次に掲げる者とする。

（1） 18歳未満の者が通学することができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校（以下「学校等」という。）に通学する市内在住の者

（2） 市内の学校等に通学する市外在住の者

（3） 市外の学校等に通学し、かつ、

市内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童厚生施設を利用する者

（4） 市内に存する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）に入所している者

（5） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第2章 西東京市子どもの権利擁護委員

（兼職の禁止）

第4条 条例第15条に規定する西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

（相談及び救済の申立て）

第5条 何人も、擁護委員に対し、市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する子どもの権利侵害について、文書又は口頭により相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、擁護委員又は条例第18条に規定する相談・調査に関する専門員（以下「相談・調査専門員」という。）が行うものとする。

（申立書等）

第6条 申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がや

むを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

（調査等）

第7条 擁護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第19条第1項第2号に規定する調査をするものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 擁護委員及び相談・調査専門員の行為に係るものである場合
- (4) その他調査をすることが必要でない又は適当でないと擁護委員が認める場合

- 2 擁護委員は、前項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書（様式第3号）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の同意）

第8条 擁護委員は、前条第1項の調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書（様式第4号）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状

況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

（調査の実施）

第9条 擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等（以下これらを「関係機関等」という。）に調査実施通知書（様式第5号）により通知した上で、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

（調査の中止等）

第10条 擁護委員は、調査の開始後に、第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第8条の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は前条の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（様式第6号）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第11条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（様式第7号）によりその結果を通知するものとする。

(調整)

第12条 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第19条第1項第3号に規定する調整をするものとする。

(要請及び意見)

第13条 擁護委員は、条例第19条第1項第3号に規定する要請をし、又は同項第4号に規定する意見を述べる場合は、市長にその内容を通知した上で、要請・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第9号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(西東京市子どもの権利擁護委員の会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する西東京市子どもの権利擁護委員の会議(以下「擁護委員会議」という。)を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、代表擁護委員が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。

第3章 西東京市子ども相談室

(西東京市子ども相談室の設置等)

第16条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、西東京市子ども相談室(以下「相談室」という。)を設置する。

(相談室の利用日、利用時間等)

第17条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとする。

利用日	利用時間
月曜日から金曜日まで	午後2時から午後8時まで
土曜日	午前10時から午後4時まで

2 相談室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用時間外に執務室を利用することができるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第25号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

機関紙

機関紙を3回発行しました。市内にある小、中、高等学校、特別支援学校に在籍する児童生徒等に配布しました。(特集号は28ページをご覧ください。)

各号の電子データは、市ホームページに掲載しています。活動報告書の裏表紙の内側に二次元コードがあります。



機関紙第11号 (5月発行)



機関紙第12号 (11月発行)

啓発品



ポスター



三つ折りリーフレット

クリアファイル、相談PRカード、ポケットティッシュ、定規、ばんそうこう、消しゴム、付箋もあります



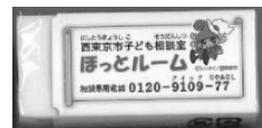
クリアファイル



定規



ばんそうこう



消しゴム

相談PRカード
(表と裏)



ポケットティッシュ



付箋

子ども条例を周知するための、ボールペン、メモ帳があります。



ボールペン



メモ帳には子ども条例の前文（部分）を載せました。

のぼり旗・腕章・ワッペンを制作して催しに合わせて使用しています。また、ほっとルーム入口には看板を掲示しています。



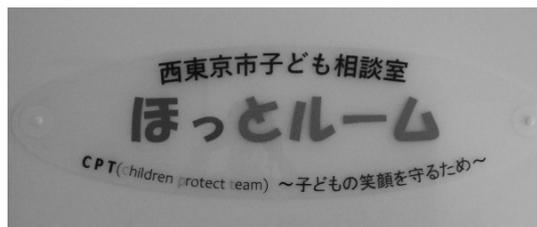
のぼり旗



腕章



ワッペン



相談室の看板



〒202-0005 西東京市住吉町6丁目15番6号

住吉会館ルピナス2階

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

フリーダイヤル クイック なやみなし
相談専用電話 0120-9109-77

メールアドレス kodomosoudan@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>



西東京市子ども条例



機関紙



メール相談受付フォーム



西東京市子どもの権利擁護委員

令和6(2024)年度活動報告

令和7(2025)年7月 発行

編集・発行／西東京市子ども相談室 ほっとルーム

